

菊池市分別収集計画 (第11期)

令和7年8月

熊本県菊池市

菊池市分別収集計画

令和 7 年 8 月

1 計画策定の意義

家庭ごみの発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。循環型社会の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムと市民一人ひとりの生活様式の見直しを図っていく必要がある。実践にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解しつつ、めざす循環型社会づくりの役割を明確にし、履行していくことが大切である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の概ねをしめる容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化及び廃棄物資源の有効利用が図られ、環境への負荷の少ない地域社会の実現及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、次により基本的方向を示す。

- (1) 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を推進する。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった循環型社会づくりを進める。
- (3) 不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄の根絶を図り環境美化を推進する。
- (4) 環境、ごみ問題等の教育、啓発の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	580.92 t	574.71 t	568.50 t	562.29 t	556.08 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施するに当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

①施設を活用した環境教育・環境学習

廃棄物処理施設への学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、施設見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。

②出前講座等の実施

行政区や市民団体、事業所等を対象とした出前講座に職員を積極的に派遣し、ごみ・環境問題に対するより一層の理解と関心を深めてもらうように努める。

③情報提供の充実

ごみ分別アプリやホームページ等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報を提供し、ごみの分別排出の徹底を図る。

④分別区分の周知

分別方法に関するごみの分別冊子を作成し配布するとともに、ごみステーションへの分別案内板の設置等、引き続き分別ルールの定着化を図り、適正排出の推進に取り組む。

⑤生活環境推進委員との連携強化

環境保全に関する地域社会のリーダーとして、行政区に1名ずつ市から生活環境推進委員を委嘱し、ごみの分別指導、分別排出の徹底及び減量化・再資源化の普及活動に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の現状及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の分別に伴う適切な負担度合い、収集体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空きかん・空きびん
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳パック類
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ、または調味料を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラマーク製品（プラスチック製容器包装）、食品トレイ、発泡スチロール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器		25.67t		25.39t		25.12t		24.85t		24.57t	
主としてアルミ製の容器		50.03t		49.49t		48.96t		48.42t		47.89t	
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		23.95t		23.70t		23.44t		23.19t		22.93t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		0.00t	23.95t	0.00t	23.70t	0.00t	23.44t	0.00t	23.19t	0.00t	22.93t
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		52.80t		52.23t		51.67t		51.10t		50.54t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		46.83t	5.96t	46.33t	5.90t	45.83t	5.84t	45.33t	5.77t	44.83t	5.71t
その他の色のガラス製容器	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		16.14t		15.96t		15.79t		15.62t		15.45t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		14.38t	1.75t	14.23t	1.74t	14.07t	1.72t	13.92t	1.70t	13.77t	1.68t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		2.38t		2.35t		2.32t		2.30t		2.27t	
主として段ボール製の容器		41.33t		40.89t		40.45t		40.01t		39.56t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0.00t		0.00t		0.00t		0.00t		0.00t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		126.33t		124.98t		123.63t		122.28t		120.93t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		0.00t	126.33t	0.00t	124.98t	0.00t	123.63t	0.00t	122.28t	0.00t	120.93t
主としてプラスチック製の容器包装であってポリエチレンテレフタレート(PET)製以外のもの	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		242.30t		239.71t		237.12t		234.53t		231.94t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		233.63t	8.66t	231.13t	8.57t	228.64t	8.48t	226.14t	8.39t	223.64t	8.29t
(うち白色トレイ)	(合計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0.00t		0.00t		0.00t		0.00t		0.00t	
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
		0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の排収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、市総合計画における推計人口を基に勘案し次のように設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
45,982人 (対前年度比) 98.94%	45,490人 (対前年度比) 98.93%	44,999人 (対前年度比) 98.92%	44,507人 (対前年度比) 98.91%	44,016人 (対前年度比) 98.90%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。収集・運搬の段階、選別保管等の段階について下表に示す。

現在、子ども会、自治会等における集団回収するアルミ缶、空きびん、古紙類、古布の品目については、引き続き奨励金の交付を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	空きかん・空きびん	市による定期収集	菊池広域連合（容器包装廃棄物の種類に応じて選別）	業者委託
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック類	市による定期収集	菊池広域連合（容器包装廃棄物の種類に応じて選別）	業者委託
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	その他の紙			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	菊池広域連合（容器包装廃棄物の種類に応じて選別）	業者委託
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装、食品トレイ、発泡スチロール			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、下表のとおりとする。

施設のうち、排出から収集・運搬、中間処理に係る施設については、現在の施設、体制を利用する。

缶類（スチール、アルミ）、びん類（無色、茶色、その他）、紙製容器包装等については、菊池広域連合の再資源化工場に保管し、中間処理施設による選別圧縮を行っている。

ペットボトル、プラスチック類の選別・圧縮・保管に係る施設については、菊池広域連合の委託業者による処理を行う。

分別する容器装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
スチール製容器	空きかん・空きびん	指定ごみ袋	回転式パッカー車	菊池広域連合 再資源化工場 資源ごみ系列 (選別)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器				
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙パック	牛乳パック類	指定ごみ袋	回転式パッカー車	
段ボール	段ボール	指定ごみ袋	回転式パッカー車	
その他紙製容器包装	その他の紙	指定ごみ袋	回転式パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋	回転式パッカー車	委託業者 資源ごみ系列 (選別、圧縮、梱包)
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装、食品トレイ、発泡スチロール	指定ごみ袋	回転式パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 行政区ごとに生活環境推進委員1名を委嘱し、ごみの減量化及びごみの再資源化の普及活動並びにごみの正しい出し方の指導を推進するとともに、分別収集を円滑かつ効率的に行うために行政と市民が連携強化を図る。
- (2) 子ども会等の市民団体による集団回収を促進するために、資源ごみ回収団体奨励金を交付して支援する。